

デジタルで変わるみんなのさがみはら条例について  
デジタルで変わるみんなのさがみはら条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

### デジタルで変わるみんなのさがみはら条例

デジタル技術は日々進展し、生活の利便性の向上はもとより、社会における課題を解決する手段として、様々な可能性が高まっています。

他方で、日本全体で人口減少及び少子高齢化が進行し、労働力の不足、社会及び産業の基盤となる施設及び設備の維持が困難になるなどの課題が顕在化しており、本市においても同様の課題による影響が懸念されていることから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能で暮らしやすいまちへ変革する必要があります。

このような状況を踏まえ、デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であるとの基本的な認識の下、市及び市民等がそれぞれの責務又は役割を担いながら一体となって、デジタル技術を効果的に活用し変革に取り組むため、市民等のデジタル技術に関する理解と関心を深めるとともに、誰もがデジタル技術の活用による利便性を享受できる環境を整備する必要があります。

また、デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。)が高まり、本市が多くの人に選ばれるまちになることは、本市の発展のために重要です。

地域を構成する全ての人々が、デジタル技術の効果的な活用による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル・トランスフォーメーションの推進についての基本

理念を定めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、デジタル・トランスフォーメーションを総合的かつ計画的に推進することにより、市民等の生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) デジタル・トランスフォーメーション データ及びデジタル技術の効果的な活用により、地域における課題を解決し、生活の利便性が向上するよう変革することをいいます。

(2) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する人又は市内の事業者をいいます。

(基本理念)

第3条 デジタル・トランスフォーメーションの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

(1) 誰一人取り残さないことを前提とし、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できること。

(2) 市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用による変革に取り組むこと。

(3) デジタル技術の進展、社会情勢の変化等に応じ、地域における解決すべき課題が変化することを踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションの推進に継続的に取り組むこと。

(4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するための施策を効果的かつ計画的に推進するものとします。

2 市は、データ及びデジタル技術を活用することによる成果その他の合理的根拠に基づいて前項の施策を決定するものとします。

3 市は、本市においてデジタル技術を活用し、又は提供する人又は事業者に対し、第1項の施策を発信し、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた

協力を広く求めるものとします。

4 市は、第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとします。

5 市は、前条の基本理念にのっとり、デジタル・トランスフォーメーションを推進するための必要な知識及び技術を有する市の職員を育成するものとします。

6 全市一丸となってデジタル・トランスフォーメーションの推進に取り組むため、市の職員一人一人が自ら率先して行動するものとします。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、自らがデジタル技術の恵沢を享受するため、前条第1項の施策に協力するよう努めるものとします。

2 市民等は、デジタル技術を活用した市の行政サービスの改善に向けた情報を提供するなど、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けて協力するよう努めるものとします。

3 市民等は、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できるよう、デジタル技術に関する知識を共有するなど、相互の連携に努めるものとします。

(計画)

第6条 市長は、第4条第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」といいます。)を策定するものとします。

2 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

3 市長は、計画に定めた施策の実施状況等について公表し、必要な措置を講ずるものとします。

(条例の見直し)

第7条 この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

提案の理由

デジタル・トランスフォーメーションを総合的かつ計画的に推進することによ

り、市民等の生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る基本理念、市の責務、市民等の役割等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 5 項中「次項」の次に「及び第 7 項」を加え、「(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3 号給)」を削り、同条第 6 項中「する職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。)」を加え、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 7 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第 5 条の 2 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」及び「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する職以外の職のうち専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに

新たに採用された職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には、月額10,000円を超えない範囲内の額を採用の日の属する年度から同日から起算して4年を経過した日の属する年度までの間、各年度ごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

第14条の3の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第15条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第21項中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,500	224,200	257,800	299,500	317,600	353,200	406,800	456,600	508,400
	2	179,600	225,500	258,800	301,100	319,500	354,900	408,700	462,000	515,300
	3	180,800	226,800	259,800	302,600	321,300	356,600	410,400	467,000	520,500
	4	181,900	228,100	260,800	304,100	323,200	358,300	411,900	471,900	524,800
	5	183,000	229,400	261,800	305,600	325,100	360,100	413,600	476,000	528,300
	6	184,100	230,900	262,800	307,200	326,900	361,900	415,400	479,500	531,600
	7	185,200	232,400	263,800	308,900	328,700	363,700	417,200	482,500	534,600
	8	186,300	233,900	264,800	310,700	330,600	365,500	419,000	485,000	537,100
	9	187,400	235,000	265,800	312,500	332,400	367,300	420,800	487,000	539,100
	10	189,100	236,400	266,800	314,300	334,200	369,100	422,300		
	11	190,800	237,700	267,800	316,000	336,100	371,000	423,800		

12	192,500	238,800	268,800	317,800	337,900	372,600	425,400
13	194,100	239,800	269,800	319,400	339,600	374,300	426,900
14	195,800	241,000	270,800	321,200	341,300	375,900	428,200
15	197,500	242,100	272,000	322,900	343,000	377,600	429,500
16	199,200	243,300	273,200	324,600	344,600	379,300	430,700
17	200,800	244,600	274,500	326,200	346,200	380,800	431,900
18	202,400	245,700	275,800	327,900	347,800	382,400	433,200
19	204,100	246,800	277,100	329,600	349,400	384,100	434,500
20	205,800	247,800	278,400	331,300	351,000	385,500	435,700
21	207,400	248,800	279,600	332,800	352,500	387,300	436,900
22	209,200	250,000	280,800	334,600	354,000	388,700	437,700
23	211,000	251,200	282,100	336,400	355,500	390,200	438,500
24	212,800	252,200	283,500	338,200	357,000	391,700	439,300
25	214,500	253,300	284,900	339,700	358,800	393,000	439,900
26	215,900	254,300	286,400	341,300	360,500	394,200	440,600
27	217,300	255,400	288,000	342,900	362,300	395,400	441,300
28	218,700	256,400	289,600	344,600	364,000	396,500	442,000
29	219,900	257,100	291,200	346,300	365,400	397,500	442,800
30	221,000	257,800	292,700	348,100	366,600	398,700	443,600
31	222,000	258,400	294,100	349,900	367,900	399,900	444,000
32	223,000	259,100	295,600	351,800	369,200	401,000	444,700
33	224,100	259,900	297,000	353,200	370,500	401,700	445,200
34	225,200	260,700	298,400	354,500	371,400	402,400	445,600
35	226,200	261,400	299,800	356,000	372,500	403,100	446,000
36	227,200	262,200	301,200	357,400	373,500	403,800	446,400
37	228,200	262,900	302,600	359,000	374,300	404,400	446,800
38	229,200	263,800	304,000	359,800	375,200	405,000	447,200
39	230,200	264,600	305,200	361,000	376,100	405,500	447,600
40	231,200	265,300	306,400	361,900	376,900	405,900	447,900
41	232,000	266,100	307,600	362,800	377,700	406,300	448,200
42	232,900	267,000	308,800	363,900	378,500	406,600	448,600

定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	43	233,700	267,800	310,000	364,800	379,300	406,900	448,900
	44	234,400	268,700	311,300	365,800	380,100	407,200	449,200
	45	235,100	269,500	312,400	366,600	380,800	407,400	449,500
	46	235,800	270,400	313,800	367,300	381,500	407,700	
	47	236,500	271,300	315,300	368,000	382,200	408,000	
	48	237,200	272,200	316,900	368,600	382,900	408,300	
	49	237,900	273,100	318,500	369,000	383,400	408,600	
	50	238,400	274,000	320,100	369,600	384,000	408,900	
	51	239,000	274,900	321,700	370,300	384,600	409,200	
	52	239,500	275,800	323,200	371,000	385,300	409,500	
	53	239,900	276,600	324,600	371,300	385,700	409,700	
	54	240,400	277,400	325,700	371,900	386,300	409,900	
	55	240,900	278,200	326,900	372,600	386,900	410,200	
	56	241,300	279,000	328,100	373,300	387,500	410,500	
	57	241,700	279,800	328,800	373,600	387,900	410,700	
	58	242,200	280,600	329,500	374,100	388,500	410,900	
	59	242,600	281,400	330,300	374,800	389,000	411,200	
	60	243,100	282,200	331,000	375,400	389,600	411,400	
	61	243,400	283,000	331,900	375,700	390,000	411,600	
	62	243,900	283,700	332,300	376,200	390,500	411,900	
	63	244,400	284,400	333,000	376,900	391,000	412,100	
	64	244,800	285,100	333,700	377,500	391,500	412,300	
	65	245,200	285,800	334,500	377,900	392,000	412,500	
66	245,600	286,500	335,200	378,400	392,600	412,700		
67	246,000	287,200	335,900	379,000	393,200	412,900		
68	246,400	287,900	336,600	379,500	393,800	413,000		
69	246,800	288,600	337,000	379,900	394,200	413,100		
70	247,200	289,400	337,600	380,500	394,600	413,300		
71	247,600	290,200	338,100	381,000	395,000	413,500		
72	248,000	291,000	338,700	381,300	395,400	413,600		
73	248,400	291,700	339,000	381,700	395,700	413,700		

74	248,800	292,100	339,400	382,200	396,000
75	249,200	292,500	339,800	382,600	396,300
76	249,600	292,900	340,300	383,000	396,500
77	250,000	293,100	340,700	383,400	396,700
78	250,400	293,300	341,200	383,900	396,900
79	250,800	293,500	341,700	384,300	397,100
80	251,200	293,800	342,200	384,700	397,200
81	251,600	294,000	342,500	385,000	397,400
82	252,000	294,200	342,900	385,300	397,600
83	252,400	294,600	343,400	385,600	397,800
84	252,800	294,800	343,800	385,900	397,900
85	253,200	295,100	344,100	386,200	398,100
86	253,600	295,400	344,500		
87	254,000	295,700	345,000		
88	254,400	296,100	345,400		
89	254,800	296,300	345,600		
90	255,200	296,700	346,000		
91	255,500	297,000	346,500		
92	255,800	297,400	346,900		
93	256,100	297,600	347,100		
94		297,800	347,400		
95		298,100	347,800		
96		298,500	348,100		
97		298,700	348,400		
98		299,000	348,800		
99		299,400	349,200		
100		299,800	349,600		
101		300,000	350,100		
102		300,200	350,500		
103		300,600	350,900		
104		300,900	351,300		

105		301,100	351,800							
106		301,400	352,200							
107		301,800	352,500							
108		302,100	352,800							
109		302,300	353,300							
110		302,700								
111		303,100								
112		303,400								
113		303,600								
114		303,800								
115		304,100								
116		304,500								
117		304,700								
118		304,900								
119		305,200								
120		305,500								
121		305,900								
122		306,100								
123		306,400								
124		306,700								
125		307,000								
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	191,000	218,000	258,500	278,600	294,000	319,400	361,400	394,700	446,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

#### 消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,600	216,700	248,100	284,300	322,400	354,600	387,400	447,100
	2	199,800	218,700	249,400	285,300	324,400	356,500	389,200	451,300
	3	202,000	220,700	250,600	286,300	326,400	358,600	391,000	455,100
	4	204,200	222,600	251,800	287,300	328,200	360,600	392,500	458,300
	5	206,400	224,800	253,400	288,300	329,900	362,500	393,800	461,000
	6	208,600	227,200	254,800	289,700	331,700	364,200	395,600	463,000
	7	210,800	229,700	256,100	290,700	333,600	365,700	397,300	464,500
	8	213,000	232,200	257,400	291,900	335,400	367,400	399,200	465,800
	9	215,100	234,600	259,000	293,000	336,900	369,400	400,700	466,800
	10	217,100	236,300	260,600	294,400	338,800	371,000	402,700	
	11	219,100	238,000	261,900	295,700	340,600	372,900	404,600	
	12	221,100	239,700	263,300	297,200	342,500	374,600	406,700	
	13	223,100	241,100	264,400	298,600	344,400	376,300	408,200	
	14	225,200	242,600	265,700	300,300	346,200	378,200	409,900	
	15	227,500	244,100	267,000	302,100	348,100	379,800	411,500	
	16	229,800	245,600	268,300	303,900	349,900	381,500	413,000	
	17	232,100	247,200	269,400	305,700	351,700	383,100	414,800	
	18	233,600	248,400	270,400	307,300	353,400	384,900	416,200	
	19	235,200	249,500	271,600	309,100	355,200	386,600	417,700	
	20	236,800	250,600	272,600	310,900	357,000	388,200	419,200	
	21	238,300	251,800	273,400	312,700	358,800	389,900	420,400	
	22	239,800	253,200	274,200	314,200	360,600	391,800	421,800	
	23	241,300	254,500	275,000	315,700	362,100	394,000	423,200	
	24	242,800	255,800	275,900	317,200	363,800	396,100	424,700	
	25	244,400	257,200	276,500	318,500	365,600	397,400	426,200	
	26	245,500	258,600	277,100	319,900	367,300	398,800	427,500	
	27	246,500	260,000	277,700	321,200	369,100	400,200	428,800	
	28	247,500	261,400	278,400	322,600	370,700	401,400	429,900	

29	248,900	262,400	279,000	324,000	372,200	403,000	431,000
30	250,300	263,600	279,600	325,400	373,900	403,900	431,800
31	251,600	264,900	280,100	326,900	375,600	404,900	432,600
32	252,900	266,200	280,700	328,500	377,300	405,900	433,400
33	254,300	267,200	281,300	330,000	379,200	406,800	434,000
34	255,700	268,100	281,900	331,700	381,200	408,000	434,600
35	257,000	268,800	282,600	333,300	383,200	409,200	435,400
36	258,300	269,700	283,400	334,800	385,200	410,300	436,100
37	259,600	270,600	284,400	336,300	386,500	411,400	436,600
38	261,000	271,300	285,400	337,600	388,100	412,200	437,100
39	262,300	272,100	286,200	338,900	389,700	413,000	437,800
40	263,500	272,800	287,200	340,100	391,300	413,700	438,300
41	264,600	273,500	288,100	341,500	392,900	414,100	438,900
42	265,500	274,200	289,100	342,900	393,800	414,800	439,500
43	266,400	274,900	290,100	344,400	394,900	415,500	439,900
44	267,300	275,600	291,200	345,800	395,900	416,100	440,500
45	268,200	276,500	292,400	347,000	397,000	416,700	441,100
46	269,000	277,200	293,400	348,600	398,200	417,200	441,300
47	269,800	277,900	294,400	350,000	399,300	417,600	441,500
48	270,600	278,600	295,700	351,300	400,500	417,900	441,700
49	271,300	279,200	296,800	352,600	401,600	418,100	442,200
50	272,100	279,800	297,900	353,900	402,400	418,300	442,400
51	272,800	280,400	299,400	355,300	403,200	418,500	442,600
52	273,600	281,100	300,800	356,600	404,000	418,700	442,800
53	274,300	281,800	302,200	358,100	404,500	418,900	443,000
54	275,200	282,500	303,600	359,600	405,200	419,100	443,200
55	276,200	283,300	305,000	361,100	405,900	419,300	443,400
56	277,200	284,200	306,400	362,800	406,600	419,500	443,600
57	277,800	285,100	307,800	363,800	406,900	419,700	443,800
58	278,600	286,000	309,200	365,000	407,500	419,900	444,000
59	279,400	286,700	310,500	366,200	408,000	420,100	444,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	60	280,200	287,500	311,900	367,500	408,600	420,300	444,500
	61	281,000	288,600	313,100	368,900	409,000	420,500	444,700
	62	281,800	289,700	314,300	370,000	409,600	420,700	444,900
	63	282,600	290,700	315,500	371,500	410,100	420,900	445,100
	64	283,400	291,900	316,600	372,700	410,600	421,100	445,200
	65	284,300	293,000	317,700	374,000	411,100	421,400	445,300
	66	285,200	294,000	318,700	375,200	411,600	421,600	445,500
	67	286,100	295,000	319,900	376,300	412,000	421,800	445,700
	68	287,000	296,100	321,100	377,400	412,500	422,000	445,800
	69	287,900	297,300	322,100	378,600	413,000	422,200	445,900
	70	288,800	298,600	323,600	379,800	413,400	422,400	
	71	289,700	299,800	325,200	381,000	414,000	422,600	
	72	290,600	301,000	326,900	382,100	414,400	422,800	
	73	291,500	302,200	328,700	383,200	415,000	423,000	
	74	292,400	303,200	330,400	383,700	415,600	423,200	
	75	293,300	304,100	332,100	384,300	416,100	423,400	
	76	294,200	305,100	333,700	384,900	416,700	423,500	
	77	295,100	306,100	335,200	385,400	417,200	423,600	
	78	296,000	307,200	336,800	385,900	417,500	423,800	
	79	296,900	308,500	338,500	386,500	417,800	424,000	
	80	297,800	309,700	340,200	387,100	418,100	424,100	
	81	298,700	310,800	341,400	387,400	418,400	424,200	
	82	299,600	311,900	342,800	387,800	418,600		
	83	300,500	312,900	344,300	388,400	418,800		
	84	301,400	314,000	345,600	388,900	419,000		
	85	302,300	315,300	347,100	389,200	419,200		
	86	303,200	316,600	348,100	389,600			
	87	304,100	317,800	349,500	390,200			
	88	305,000	319,100	350,900	390,700			
	89	305,900	320,300	352,300	391,100			
90	306,800	321,800	353,800	391,600				

91	307,700	323,200	355,300	392,200				
92	308,600	324,700	356,800	392,700				
93	309,500	325,900	358,000	393,000				
94	310,400	327,200	359,200	393,400				
95	311,300	328,500	360,300	393,800				
96	312,200	329,800	361,500	394,000				
97	313,100	330,800	362,500	394,200				
98	314,000	332,100	363,600	394,500				
99	314,900	333,300	364,600	394,700				
100	315,800	334,600	365,800	395,000				
101	316,800	335,900	366,900	395,200				
102	317,800	337,000	367,500	395,500				
103	318,800	338,300	368,100	395,800				
104	319,800	339,300	368,700	396,100				
105	320,700	340,500	369,200	396,400				
106	321,300	341,500	369,700	396,700				
107	322,000	342,400	370,300	397,000				
108	322,600	343,500	370,800	397,300				
109	323,200	344,600	371,300	397,600				
110	323,900	345,600	371,800	397,900				
111	324,600	346,400	372,400	398,200				
112	325,200	347,400	372,900	398,500				
113	325,900	348,400	373,300	398,800				
114	326,700	349,200	373,800	399,100				
115	327,500	350,100	374,400	399,400				
116	328,300	351,100	374,900	399,700				
117	328,800	352,200	375,100	400,000				
118	329,600	352,700	375,500					
119	330,400	353,300	376,000					
120	331,200	353,900	376,400					
121	331,900	354,400	376,900					

	122	332,400	354,700	377,400					
	123	332,900	355,200	377,900					
	124	333,400	355,600	378,400					
	125	333,600	356,100	378,600					
	126		356,500	379,100					
	127		357,000	379,500					
	128		357,300	380,000					
	129		357,800	380,300					
	130		358,300	380,800					
	131		358,800	381,100					
	132		359,200	381,400					
	133		359,600	381,700					
	134		360,000	382,100					
	135		360,300	382,500					
	136		360,800	383,000					
	137		361,000	383,200					
	138		361,300						
	139		361,700						
	140		362,200						
	141		362,400						
	142		362,800						
	143		363,200						
	144		363,600						
	145		363,800						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		243,000	254,800	256,800	292,000	309,000	323,000	346,800	382,100

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	

59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年前再 任用 短時間勤 務職	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

員				
---	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第7条の3、」を「第7条の3並びに」に改め、「、第14条の3の2第2項及び第3項第2号、第14条の7並びに第14条の8及び第14条の9の規定中勤勉手当に関する部分」を削り、「相模原市学校職員の給与に関する条例」を「、相模原市学校職員の給与に関する条例」に改め、「含み、第14条の7並びに第14条の8及び第14条の9の規定中勤勉手当に関する部分の規定にあっては学校職員給与条例第13条において準用する場合を」及び「、第12条第2項及び第3項第2号」を削り、同条第2項中「第2条、」を削り、「及び第14条の4第2項」を「、第14条の4第2項及び第14条の7第2項第1号」に改め、「、一般職給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の95」の次に「と、一般職給与条例第14条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加え、同条第3項中「第3条、」及び「、学校職員給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と」を削り、「「管理職手当の支給を受ける学校職員及び」を「、「管理職手当の支給を受ける学校職員及び」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号

中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

学校事務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,500	224,200	257,800	299,500	317,600
	2	179,600	225,500	258,800	301,100	319,500
	3	180,800	226,800	259,800	302,600	321,300
	4	181,900	228,100	260,800	304,100	323,200
	5	183,000	229,400	261,800	305,600	325,100
	6	184,100	230,900	262,800	307,200	326,900
	7	185,200	232,400	263,800	308,900	328,700
	8	186,300	233,900	264,800	310,700	330,600
	9	187,400	235,000	265,800	312,500	332,400
	10	189,100	236,400	266,800	314,300	334,200
	11	190,800	237,700	267,800	316,000	336,100
	12	192,500	238,800	268,800	317,800	337,900
	13	194,100	239,800	269,800	319,400	339,600
	14	195,800	241,000	270,800	321,200	341,300
	15	197,500	242,100	272,000	322,900	343,000
	16	199,200	243,300	273,200	324,600	344,600
	17	200,800	244,600	274,500	326,200	346,200
	18	202,400	245,700	275,800	327,900	347,800
	19	204,100	246,800	277,100	329,600	349,400
	20	205,800	247,800	278,400	331,300	351,000
	21	207,400	248,800	279,600	332,800	352,500
	22	209,200	250,000	280,800	334,600	354,000
	23	211,000	251,200	282,100	336,400	355,500

24	212, 800	252, 200	283, 500	338, 200	357, 000
25	214, 500	253, 300	284, 900	339, 700	358, 800
26	215, 900	254, 300	286, 400	341, 300	360, 500
27	217, 300	255, 400	288, 000	342, 900	362, 300
28	218, 700	256, 400	289, 600	344, 600	364, 000
29	219, 900	257, 100	291, 200	346, 300	365, 400
30	221, 000	257, 800	292, 700	348, 100	366, 600
31	222, 000	258, 400	294, 100	349, 900	367, 900
32	223, 000	259, 100	295, 600	351, 800	369, 200
33	224, 100	259, 900	297, 000	353, 200	370, 500
34	225, 200	260, 700	298, 400	354, 500	371, 400
35	226, 200	261, 400	299, 800	356, 000	372, 500
36	227, 200	262, 200	301, 200	357, 400	373, 500
37	228, 200	262, 900	302, 600	359, 000	374, 300
38	229, 200	263, 800	304, 000	359, 800	375, 200
39	230, 200	264, 600	305, 200	361, 000	376, 100
40	231, 200	265, 300	306, 400	361, 900	376, 900
41	232, 000	266, 100	307, 600	362, 800	377, 700
42	232, 900	267, 000	308, 800	363, 900	378, 500
43	233, 700	267, 800	310, 000	364, 800	379, 300
44	234, 400	268, 700	311, 300	365, 800	380, 100
45	235, 100	269, 500	312, 400	366, 600	380, 800
46	235, 800	270, 400	313, 800	367, 300	381, 500
47	236, 500	271, 300	315, 300	368, 000	382, 200
48	237, 200	272, 200	316, 900	368, 600	382, 900
49	237, 900	273, 100	318, 500	369, 000	383, 400
50	238, 400	274, 000	320, 100	369, 600	384, 000
51	239, 000	274, 900	321, 700	370, 300	384, 600
52	239, 500	275, 800	323, 200	371, 000	385, 300
53	239, 900	276, 600	324, 600	371, 300	385, 700
54	240, 400	277, 400	325, 700	371, 900	386, 300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	55	240,900	278,200	326,900	372,600	386,900
	56	241,300	279,000	328,100	373,300	387,500
	57	241,700	279,800	328,800	373,600	387,900
	58	242,200	280,600	329,500	374,100	388,500
	59	242,600	281,400	330,300	374,800	389,000
	60	243,100	282,200	331,000	375,400	389,600
	61	243,400	283,000	331,900	375,700	390,000
	62	243,900	283,700	332,300	376,200	390,500
	63	244,400	284,400	333,000	376,900	391,000
	64	244,800	285,100	333,700	377,500	391,500
	65	245,200	285,800	334,500	377,900	392,000
	66	245,600	286,500	335,200	378,400	392,600
	67	246,000	287,200	335,900	379,000	393,200
	68	246,400	287,900	336,600	379,500	393,800
	69	246,800	288,600	337,000	379,900	394,200
	70	247,200	289,400	337,600	380,500	394,600
	71	247,600	290,200	338,100	381,000	395,000
	72	248,000	291,000	338,700	381,300	395,400
	73	248,400	291,700	339,000	381,700	395,700
	74	248,800	292,100	339,400	382,200	396,000
	75	249,200	292,500	339,800	382,600	396,300
	76	249,600	292,900	340,300	383,000	396,500
	77	250,000	293,100	340,700	383,400	396,700
	78	250,400	293,300	341,200	383,900	396,900
	79	250,800	293,500	341,700	384,300	397,100
	80	251,200	293,800	342,200	384,700	397,200
	81	251,600	294,000	342,500	385,000	397,400
	82	252,000	294,200	342,900	385,300	397,600
	83	252,400	294,600	343,400	385,600	397,800
	84	252,800	294,800	343,800	385,900	397,900
	85	253,200	295,100	344,100	386,200	398,100

86	253,600	295,400	344,500
87	254,000	295,700	345,000
88	254,400	296,100	345,400
89	254,800	296,300	345,600
90	255,200	296,700	346,000
91	255,500	297,000	346,500
92	255,800	297,400	346,900
93	256,100	297,600	347,100
94		297,800	347,400
95		298,100	347,800
96		298,500	348,100
97		298,700	348,400
98		299,000	348,800
99		299,400	349,200
100		299,800	349,600
101		300,000	350,100
102		300,200	350,500
103		300,600	350,900
104		300,900	351,300
105		301,100	351,800
106		301,400	352,200
107		301,800	352,500
108		302,100	352,800
109		302,300	353,300
110		302,700	
111		303,100	
112		303,400	
113		303,600	
114		303,800	
115		304,100	
116		304,500	

	117		304,700			
	118		304,900			
	119		305,200			
	120		305,500			
	121		305,900			
	122		306,100			
	123		306,400			
	124		306,700			
	125		307,000			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		191,000	218,000	258,500	278,600	294,000

備考 この表は、小中学校等の事務職員に適用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例別表第1、別表第3若しくは別表第4の給料表又は第3条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動をした職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に

において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
 附則別表(附則第2項関係)

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	1	2	1	1	1	1
11	7	1	3	1	1	1	1
12	8	1	4	1	1	1	1
13	9	1	5	1	1	1	1
14	10	2	6	2	1	1	1
15	11	3	7	3	1	1	1
16	12	4	8	4	1	1	1
17	13	5	9	5	1	1	1
18	14	6	10	6	2	1	2
19	15	7	11	7	3	1	2
20	16	8	12	8	4	1	2
21	17	9	13	9	5	1	2
22	18	10	14	10	6	1	2
23	19	11	15	11	7	1	3
24	20	12	16	12	8	2	3
25	21	13	17	13	9	2	3

26	22	14	18	14	10	2	3
27	23	15	19	15	11	2	4
28	24	16	20	16	12	3	4
29	25	17	21	17	13	3	4
30	26	18	22	18	14	3	4
31	27	19	23	19	15	3	5
32	28	20	24	20	16	3	5
33	29	21	25	21	17	3	5
34	30	22	26	22	18	4	5
35	31	23	27	23	19	4	6
36	32	24	28	24	20	4	6
37	33	25	29	25	21	4	6
38	34	26	30	26	22	4	6
39	35	27	31	27	23	4	6
40	36	28	32	28	24	4	7
41	37	29	33	29	25	4	7
42	38	30	34	30	26	5	
43	39	31	35	31	27	5	
44	40	32	36	32	28	5	
45	41	33	37	33	29	5	
46	42	34	38	34	30		
47	43	35	39	35	31		
48	44	36	40	36	32		
49	45	37	41	37	33		
50	46	38	42	38	34		
51	47	39	43	39	35		
52	48	40	44	40	36		
53	49	41	45	41	37		
54	50	42	46	42	38		
55	51	43	47	43	39		

56	52	44	48	44	40		
57	53	45	49	45	41		
58	54	46	50	46	42		
59	55	47	51	47	43		
60	56	48	52	48	44		
61	57	49	53	49	45		
62	58	50	54	50			
63	59	51	55	51			
64	60	52	56	52			
65	61	53	57	53			
66	62	54	58	54			
67	63	55	59	55			
68	64	56	60	56			
69	65	57	61	57			
70	66	58	62	58			
71	67	59	63	59			
72	68	60	64	60			
73	69	61	65	61			
74	70	62	66	62			
75	71	63	67	63			
76	72	64	68	64			
77	73	65	69	65			
78	74	66	70	66			
79	75	67	71	67			
80	76	68	72	68			
81	77	69	73	69			
82	78	70	74	70			
83	79	71	75	71			
84	80	72	76	72			
85	81	73	77	73			

86	82	74	78				
87	83	75	79				
88	84	76	80				
89	85	77	81				
90	86	78	82				
91	87	79	83				
92	88	80	84				
93	89	81	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級
-----	---------------------

	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	2	1	1	1
11	7	1	3	1	1	1
12	8	1	4	1	1	1
13	9	1	5	1	1	1
14	10	2	6	2	1	1
15	11	3	7	3	1	1
16	12	4	8	4	1	1
17	13	5	9	5	1	1
18	14	6	10	6	2	1
19	15	7	11	7	3	1
20	16	8	12	8	4	1
21	17	9	13	9	5	1
22	18	10	14	10	6	1
23	19	11	15	11	7	1
24	20	12	16	12	8	1
25	21	13	17	13	9	1
26	22	14	18	14	10	1
27	23	15	19	15	11	1
28	24	16	20	16	12	1
29	25	17	21	17	13	1

30	26	18	22	18	14	1
31	27	19	23	19	15	1
32	28	20	24	20	16	1
33	29	21	25	21	17	1
34	30	22	26	22	18	1
35	31	23	27	23	19	1
36	32	24	28	24	20	1
37	33	25	29	25	21	2
38	34	26	30	26	22	2
39	35	27	31	27	23	2
40	36	28	32	28	24	2
41	37	29	33	29	25	2
42	38	30	34	30	26	2
43	39	31	35	31	27	3
44	40	32	36	32	28	3
45	41	33	37	33	29	3
46	42	34	38	34	30	3
47	43	35	39	35	31	3
48	44	36	40	36	32	3
49	45	37	41	37	33	4
50	46	38	42	38	34	4
51	47	39	43	39	35	4
52	48	40	44	40	36	4
53	49	41	45	41	37	4
54	50	42	46	42	38	4
55	51	43	47	43	39	4
56	52	44	48	44	40	5
57	53	45	49	45	41	5
58	54	46	50	46	42	5
59	55	47	51	47	43	5

60	56	48	52	48	44	5
61	57	49	53	49	45	5
62	58	50	54	50	46	
63	59	51	55	51	47	
64	60	52	56	52	48	
65	61	53	57	53	49	
66	62	54	58	54	50	
67	63	55	59	55	51	
68	64	56	60	56	52	
69	65	57	61	57	53	
70	66	58	62	58	54	
71	67	59	63	59	55	
72	68	60	64	60	56	
73	69	61	65	61	57	
74	70	62	66	62	58	
75	71	63	67	63	59	
76	72	64	68	64	60	
77	73	65	69	65	61	
78	74	66	70	66	62	
79	75	67	71	67	63	
80	76	68	72	68	64	
81	77	69	73	69	65	
82	78	70	74	70	66	
83	79	71	75	71	67	
84	80	72	76	72	68	
85	81	73	77	73	69	
86	82	74	78	74		
87	83	75	79	75		
88	84	76	80	76		
89	85	77	81	77		

90	86	78	82	78		
91	87	79	83	79		
92	88	80	84	80		
93	89	81	85	81		
94	90	82				
95	91	83				
96	92	84				
97	93	85				
98	94	86				
99	95	87				
100	96	88				
101	97	89				
102	98	90				
103	99	91				
104	100	92				
105	101	93				
106	102	94				
107	103	95				
108	104	96				
109	105	97				
110	106	98				
111	107	99				
112	108	100				
113	109	101				
114	110	102				
115	111	103				
116	112	104				
117	113	105				
118	114	106				
119	115	107				

120	116	108				
121	117	109				
122	118	110				
123	119	111				
124	120	112				
125	121	113				
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					
130	126					
131	127					
132	128					
133	129					
134	130					
135	131					
136	132					
137	133					
138	134					
139	135					
140	136					
141	137					

(3) 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1

36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8

66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		

96	84		
97	85		

(4) 学校事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	切替日の前日において属していた職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	1	2
11	7	1	3
12	8	1	4
13	9	1	5
14	10	2	6
15	11	3	7
16	12	4	8
17	13	5	9
18	14	6	10
19	15	7	11
20	16	8	12
21	17	9	13
22	18	10	14
23	19	11	15
24	20	12	16
25	21	13	17

26	22	14	18
27	23	15	19
28	24	16	20
29	25	17	21
30	26	18	22
31	27	19	23
32	28	20	24
33	29	21	25
34	30	22	26
35	31	23	27
36	32	24	28
37	33	25	29
38	34	26	30
39	35	27	31
40	36	28	32
41	37	29	33
42	38	30	34
43	39	31	35
44	40	32	36
45	41	33	37
46	42	34	38
47	43	35	39
48	44	36	40
49	45	37	41
50	46	38	42
51	47	39	43
52	48	40	44
53	49	41	45
54	50	42	46
55	51	43	47

56	52	44	48
57	53	45	49
58	54	46	50
59	55	47	51
60	56	48	52
61	57	49	53
62	58	50	54
63	59	51	55
64	60	52	56
65	61	53	57
66	62	54	58
67	63	55	59
68	64	56	60
69	65	57	61
70	66	58	62
71	67	59	63
72	68	60	64
73	69	61	65
74	70	62	66
75	71	63	67
76	72	64	68
77	73	65	69
78	74	66	70
79	75	67	71
80	76	68	72
81	77	69	73
82	78	70	74
83	79	71	75
84	80	72	76
85	81	73	77

86	82	74	78
87	83	75	79
88	84	76	80
89	85	77	81
90	86	78	82
91	87	79	83
92	88	80	84
93	89	81	85
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、昇給の基準、初任給調整手当、管理職員特別勤務手当並びに特定任期付職員業績手当及び勤勉手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条並びに附則第2項、附則第3項及び附則別表関係)

##### ア 給料に係る規定の改正

行政職給料表(1)、消防職給料表及び医療職給料表の号給の構成を改め、号給の切替えをするもの

##### イ 昇給の基準に係る規定の改正

(ア) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものが、良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数について、4号給を標準とすることとするもの

(イ) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものの昇給は、勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うこととするもの

##### ウ 初任給調整手当に係る規定の改正

専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に係る職員に対し、月額10,000円を超えない範囲内で、採用の日の属する年度から同日から起算して4年を経過した日の属する年度までの間、初任給調整手当を支給することとするもの

##### エ 管理職員特別勤務手当に係る規定の改正

管理職員特別勤務手当の支給の対象となる平日における勤務に係る時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで(週休日等に含まれる時間を除く。)とするもの

#### (2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第2条関係)

##### ア 特定任期付職員業績手当の廃止

特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し

- て支給する特定任期付職員業績手当を廃止するもの
- イ 管理職員特別勤務手当に係る規定の改正  
特定任期付職員に対し、新たに(1)エの管理職員特別勤務手当を支給することとするもの
- ウ 勤勉手当に係る規定の改正  
特定任期付職員に対し、新たに当該職員に係る勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の範囲内で勤勉手当を支給することとするもの
- (3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第3条並びに附則第2項、附則第3項及び附則別表関係)
- ア 給料に係る規定の改正  
学校事務職給料表について、(1)アと同様の改正を行うもの
- イ 管理職員特別勤務手当に係る規定の改正  
(1)エと同様の改正を行うもの

## 2 施行期日

令和7年4月1日

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を  
次のように改正する。

別表第 5 行政職給料表(1)の部 6 級の項、消防職給料表の部 6 級の項及び医療職  
給料表の部 3 級の項中「担当課長」を「総括主幹」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

総括主幹の設置に伴い、級別基準職務表における基準となる職務に係る規定を  
改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1号中「ごみ処理作業」を「、ごみ処理作業」に改め、同条第2号中「し尿処理作業」を「、し尿処理作業」に改め、同条第3号中「投入槽」を「、投入槽」に改める。

第8条の見出し中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に改め、同条第1項中「救急業務従事職員」を「消防活動従事職員」に、「救急救命士が救急業務」を「消防職員が消防の活動」に、「出勤し、規則で定める救急救命処置に関する救急業務に従事したときに」を「出勤した場合に、出勤1回につき次の各号に定めるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 消防の活動(救急業務に関する活動のうち規則で定めるもの(以下「救急活動」という。)を除く。以下「消防活動」という。)に従事したとき 350円
- (2) 救急活動に従事したとき(次号に該当する場合を除く。) 220円
- (3) 救急救命処置に関する救急活動のうち規則で定めるもの(以下「救急救命処置等」という。)に従事したとき 510円

第8条第2項を次のように改める。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において、消防職員が緊急自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。以下同じ。)の運転を行つたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該消防職員に係る支給額に加算して支給する。ただし、消防活動又は救急活動において緊急自動車の運転のみを行つたときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のみを支給する。

(1) 車体の大きさ等が一定規模以上の自動車として規則で定める自動車を運転したとき 180円

(2) 道路交通法第3条に規定する自動車(前号に規定する自動車を除く。)を運転したとき 100円

第8条に次の2項を加える。

3 第1項第1号に該当する場合において、消防職員が潜水器具を着用し、潜水作業又は急流における作業を行つたときは、当該消防職員に係る支給額に100円を加算して支給する。

4 前3項の規定により消防職員が同一の出動において2以上の特殊勤務手当の支給を受けることができる場合は、規則で定めるところにより、当該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「1,000円」を「2,160円」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条第2項中「、特殊勤務手当」を「特殊勤務手当」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案の理由

消防の活動に従事した消防職員の特務手当に係る規定及び災害応急対策業務に従事した職員の特務手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 消防の活動に従事した消防職員の特殊勤務手当に係る規定の改正(第2条及び第8条関係)

消防職員が消防の活動のために出動した場合の特殊勤務手当の支給額を次のとおり改定するもの

区分	現行	改定後
消防活動に従事	支給無し	1 出動当たり 350 円
救急活動に従事	支給無し	1 出動当たり 220 円
救急救命処置に関する救急活動に従事	1 出動当たり 510 円	1 出動当たり 510 円
消防活動に従事(緊急自動車の運転をした場合)	1 勤務当たり 230 円	1 出動当たり 450 円 (運転業務のみの場合は 100 円)
救急活動に従事(緊急自動車の運転をした場合)	1 勤務当たり 180 円	1 出動当たり 320 円 (運転業務のみの場合は 100 円)
救急救命処置に関する救急活動に従事(緊急自動車の運転をした場合)	1 出動当たり 510 円	1 出動当たり 610 円

備考

- 1 改定後の支給額について、緊急自動車の運転において車体の大きさ等が一定規模以上の自動車を使用したときは、それぞれ80円を加算する。
- 2 改定後の支給額について、消防活動において潜水器具を着用し、潜水作業又は急流における作業を行ったときは、それぞれ100円を加算する。
- 3 改定後の支給額について、同一の出動において2以上の特殊勤務手当の支給を受けることができる場合は、その額を調整することができる。

(2) 災害応急対策業務に従事した職員の特殊勤務手当に係る規定の改正(第13

条関係)

災害応急対策業務に従事した職員の特殊勤務手当の上限額を2,160円とするもの

## 2 施行期日

令和7年4月1日

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「1, 142, 000 円」を「1, 181, 000 円」に改め、  
同表副市長の項中「935, 000 円」を「926, 000 円」に改め、同表教育  
長の項中「804, 000 円」を「732, 000 円」に改め、同表常勤の監査委  
員の項中「653, 000 円」を「663, 000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き教育長の職にある者の給料月額については、  
同日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、改正後の相模原市市長等常勤の特別職の  
給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案の理由

他の地方公共団体の市長等常勤の特別職の給与等を勘案し、市長等常勤の特別  
職の給料月額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

給料月額に係る規定の改正(別表関係)

職名	給料月額		改定額
	現行	改定後	
市長	1,142,000円	1,181,000円	39,000円
副市長	935,000円	926,000円	△9,000円
教育長	804,000円	732,000円	△72,000円
常勤の監査委員	653,000円	663,000円	10,000円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

令和7年4月1日前から引き続き教育長の職にある者の給料月額については、同日から同年9月30日までの間、なお従前の例によることとするもの

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項及び第8条中「第13条の4第1項」を「第13条の6第1項」に改める。

第12条の3第1項中「定める者」の次に「(第13条の4第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第13条の2第2項中「「要介護者」を「、「要介護者」に改める。

第13条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「、「要介護者」を「「要介護者」に改める。

第13条の4を第13条の6とし、第13条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第13条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を改正後の第13条の3第2項の規定による時間外勤務の制限を開始する日とする同項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

3 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「第13条の4」を「第13条の6」に改める。

## 提案の理由

仕事と生活との両立の支援を図るための育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定の改正並びに配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に係る規定及び勤務環境の整備に関する措置に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定の改正 (第13条の3関係)

時間外勤務の制限の対象となる職員について、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するもの

#### (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に係る規定の追加(第13条の4関係)

ア 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないこととするもの

イ 任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対して、アの事項を知らせなければならないこととするもの

#### (3) 勤務環境の整備に関する措置に係る規定の追加(第13条の5関係)

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備等の措置を講じなければならないこととするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)に係る規定は、公布の日

#### (2) 経過措置

令和7年4月1日(以下「施行日」という。)以後の日を開始日とする時間外勤務の制限に係る請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができることとするもの

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第11条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)及び第14項の規定は、退職職員(退職した相模原市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

## 提案の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)による雇用保険法(昭和49年法律第116号)の改正に伴う失業者の退職手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市職員の退職手当に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 失業者の退職手当に係る規定の改正(第11条及び附則第11項関係)

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する就業促進手当の額に相当する金額を退職手当として支給する対象者について、同法の改正により廃止される就業手当(以下「廃止される就業手当」という。)の受給資格者に相当する者を除くこととするもの
- (2) (1)に係る金額の支給があった場合に、失業等給付の基本手当(以下「基本手当」という。)に相当する退職手当の支給があったものとみなす退職手当について、廃止される就業手当に相当する退職手当を除くこととするもの
- (3) 特定退職者であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると市長が認めたものに対し、所定給付日数分を超えて基本手当に相当する退職手当を支給することができることとする暫定措置について、令和7年3月31日以前に退職した職員としていた当該措置の対象者を令和9年3月31日以前に退職した職員とするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日

#### (2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、退職した職員であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職した職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によることとするもの

相模原市市有財産条例の一部を改正する条例について  
相模原市市有財産条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市市有財産条例の一部を改正する条例

相模原市市有財産条例(昭和39年相模原市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「こえる」を「超える」に改め、同項各号中「または」を「又は」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号及び第4号中「または」を「又は」に改める。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(行政財産の使用料)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「額」の次に「の使用料」を加える。

第10条を第11条とする。

第9条中「または」を「又は」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、営利を目的とする映画撮影、写真撮影その他の撮影のためにその使用を許可する場合は、別表に定める算定方法に基づく額の使用料を徴収する。

2 前条第3項の規定は、前項の使用料について準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

区分	1日当たりの使用時間	使用料
行政財産のうち建物のみを使用する場合又は建物と併せてその周辺(当該建物の敷地内の駐車場を含む。)を使用する場合	4時間以内のとき。	30,000円
	4時間を超え、8時間以内のとき。	60,000円
	8時間を超えるとき。	8時間を超える時間1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。以下同じ。)につき7,500円を60,000円に加算して得た額
行政財産のうち建物以外のもののみを使用する場合	4時間以内のとき。	12,000円
	4時間を超え、8時間以内のとき。	24,000円
	8時間を超えるとき。	8時間を超える時間1時間につき3,000円を24,000円に加算して得た額

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条及び別表の規定は、令和7年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

行政財産の使用の許可に係る使用料の見直しに伴う行政財産の使用料に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市市有財産条例の改正の概要

1 改正の内容

行政財産の使用料に係る規定の追加(第7条及び別表関係)

- (1) 行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、営利を目的とする映画撮影、写真撮影その他の撮影のために使用を許可する場合における使用料に係る規定を追加するもの

区分	1日当たりの使用時間	使用料
行政財産のうち建物のみを使用する場合又は建物と併せてその周辺(当該建物の敷地内の駐車場を含む。)を使用する場合	4時間以内のとき。	30,000円
	4時間を超え、8時間以内のとき。	60,000円
	8時間を超えるとき。	8時間を超える時間1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。以下同じ。)につき7,500円を60,000円に加算して得た額
行政財産のうち建物以外のもののみを使用する場合	4時間以内のとき。	12,000円
	4時間を超え、8時間以内のとき。	24,000円
	8時間を超えるとき。	8時間を超える時間1時間につき3,000円を24,000円に加算して得た額

- (2) (1)の規定に係る使用料について、市長が特に必要と認めるときは、減免することができることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和7年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例について  
相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立学校体育施設使用料条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 3 号)  
の一部を次のように改正する。

			「		
				相模原市立上溝中学校	
				相模原市立大沢中学校	
				相模原市立大野北中学校	
	別表第 5 中	「 相模原市立大野北中学校 」	を	相模原市立相模台中学校	に
				相模原市立清新中学校	
				相模原市立鶴野森中学校	
				相模原市立相模丘中学校	
				」	

改める。

第 2 条 相模原市立学校体育施設使用料条例の一部を次のように改正する。

				相模原市立向陽小学校	
				相模原市立横山小学校	
				相模原市立鶴園小学校	
	別表第 5 中	「 相模原市立鶴園小学校 」	を	相模原市立夢の丘小学校	に、
				相模原市立富士見小学校	
				相模原市立千木良小学校	
				」	

「 相模原市立鶺野森中学校 相模原市立相模丘中学校 相模原市立中野中学校 」	を	「 相模原市立上鶴間中学校 相模原市立緑が丘中学校 相模原市立相武台中学校 相模原市立上溝南中学校 相模原市立鶺野森中学校 相模原市立相模丘中学校 相模原市立中野中学校 相模原市立藤野中学校 」	に改める。
--	---	--	-------

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年5月1日から、第2条の規定は令和8年5月1日から施行する。

提案の理由

学校体育施設等開放事業において屋内運動場の空調設備を供用する学校の追加に伴い、附属設備の使用料に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第 2 1 号関係資料

### 相模原市立学校体育施設使用料条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### 附属設備の使用料に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

次に掲げる学校の屋内運動場の空調設備の使用料について、1 時間につき 9 5 0 円とするもの

- (1) 上溝中学校、大沢中学校、相模台中学校、清新中学校、鵜野森中学校及び相模丘中学校
- (2) 向陽小学校、横山小学校、夢の丘小学校、富士見小学校、千木良小学校、上鶴間中学校、緑が丘中学校、相武台中学校、上溝南中学校及び藤野中学校

#### 2 施行期日

- (1) 1(1)に係る規定 令和 7 年 5 月 1 日
- (2) 1(2)に係る規定 令和 8 年 5 月 1 日

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 65 条中「職員の員数」の次に「(相模原市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。以下同じ。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号)による介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)の改正を踏まえ、地域包括支援センターの職員の配置に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第 2 2 号関係資料

### 相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### 地域包括支援センターの職員の配置に係る規定の改正(第65条関係)

- (1) 相模原市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、当該地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数について、常勤換算方法によることができることとするもの

##### ※ 常勤換算方法

地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法

- (2) 運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数についておおむね6,000人未満ごとに、条例に定める基準に基づく職種の区分ごとの常勤の職員の員数を配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ当該基準を満たすものとし、この場合におけるそれぞれの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、当該職種に該当する者のうちから2人とするもの

#### 2 施行期日

令和7年4月1日

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立障害者支援センター条例(平成 6 年相模原市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 1 項」に、「第 16 条第 1 項第 2 号」を「第 15 条の 4」に、「特定費用を」を「同条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を」に改め、「法第 29 条第 1 項に規定する」を削り、「特定費用の」を「その額の」に、「1 食につき 650 円」を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市立障害者支援センター松が丘園における食事の提供に要する費用の見直しに伴う同園の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市立障害者支援センター条例の改正の概要

### 1 改正の内容

相模原市立障害者支援センター松が丘園の利用に係る料金の規定の改正（第 6 条関係）

利用に係る料金のうち、食事の提供に要する費用に相当する額を、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とするもの

### 2 施行期日等

#### （1）施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

#### （2）経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
について

相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例  
相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例(平成 14 年相模原市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「特定費用を」を「同条第 1 項に規定する特定費用(以下「特定費用」という。)を」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する」を削り、「特定費用の」を「その額の」に、「1 食につき 650 円」を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額」に、「の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める」を「とする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターにおける食事の提供に要する費用の見直しに伴う同センターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市立身体障害者デイサービスセンター条例の改正の概要

### 1 改正の内容

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの利用に係る料金の規定の改正(第5条関係)

- (1) 利用に係る料金のうち、食事の提供に要する費用に相当する額を、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とするもの
- (2) 利用に係る料金について、条例に定める費用の額の合計額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとしているものを、当該合計額とするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年10月1日

#### (2) 経過措置

1に係る規定は、令和7年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の31の項中「16,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の31の項の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した非常勤の特別職職員に支給する報酬の額については、なお従前の例による。

提案の理由

精神保健指定医の報酬の額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

精神保健指定医の報酬の額に係る規定の改正(別表第1関係)

実地審査を行う場合を除く精神保健指定医の報酬の額を日額16,000円から日額20,000円とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和7年4月1日以後に職務に従事した精神保健指定医に支給する報酬の額について適用し、同日前に職務に従事した精神保健指定医に支給する報酬の額については、なお従前の例によることとするもの

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項ただし書中「災害」を「自然災害」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(相模原市災害弔慰金等支給審査委員会の設置等)

第14条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議させるため、法第18条の規定に基づく合議制の機関として、相模原市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、医師、弁護士その他規則で定める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案の理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための相模原市災害弔慰金等支給審査委員会の設置等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の一部を改正する等の条例について

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の一部を改正する等の条例

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 1 条 相模原市国民健康保険診療所条例(平成 17 年相模原市条例第 117 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名 称	位 置
-----	-----

」

を

「

名称	位置
相模原市国民健康保険青野原診療所	相模原市緑区青野原 2015 番地 2

」

に、

「

相模原市国民健康保険内郷診療所	相模原市緑区若柳 1207 番地
-----------------	------------------

」

を

「

相模原市国民健康保険内郷診療所	相模原市緑区若柳 1 2 0 7 番地
相模原市国民健康保険藤野診療所	相模原市緑区小淵 1 6 5 6 番地 1

に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「又は規則」を「、規則」に、「若しくは被扶養者、」を「又は被扶養者」に改める。

第 1 1 条を第 2 4 条とする。

第 1 0 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 0 条を第 1 4 条とし、同条の次に次の 9 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 1 5 条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所(以下「指定管理診療所」という。)の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第 1 6 条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定するときは、同条に規定する団体に対し、指定管理診療所の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類の提出を求め、次に掲げる基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が指定管理診療所の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿った指定管理診療所の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(その他の事項の規則委任)

第 1 7 条 前条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理診療所における第4条第1項の診療及び指定管理診療所の居宅サービスに関する業務
- (2) 指定管理診療所の休診日を定めること(第5号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休診日を診療日とすること及び診療時間等の変更に関する業務。ただし、指定管理診療所の休診日を定め、休診日を診療日とし、又は診療時間等を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 指定管理診療所の利用の制限等に関する業務
- (4) 指定管理診療所の入所の制限等に関する業務
- (5) 指定管理診療所の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理診療所の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの  
(利用料金)

第19条 指定管理診療所において第4条第1項の診療又は居宅サービスを受けた者は、指定管理者に対し、それらの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 第7条第1項各号の規定は、利用料金(居宅サービスを受けた者の利用に係る料金を除く。)の額について準用する。この場合において、同項第2号及び第4号中「市長が」とあるのは「、第15条に規定する指定管理者が市長の承認を得て」と、同項第3号中「額)」とあるのは「額)の範囲内において、第15条に規定する指定管理者が市長の承認を得て定める額」と読み替えるものとする。

3 利用料金(居宅サービスを受けた者の利用に係る料金に限る。)の額は、居宅サービス費用基準算定額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付)

第20条 利用料金は、利用の都度納付しなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、延納させ、又は分納させることができる。

(利用料金の減免)

第21条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところによ

り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第23条 指定管理診療所の管理を指定管理者が行う場合において、第5条、第6条及び第12条から第14条までの規定の適用については、第5条第1項第4号中「市長」とあるのは「市長又は第15条に規定する指定管理者」と、同条第2項及び第3項、第6条、第12条並びに第13条中「市長」とあるのは「第15条に規定する指定管理者」と、第12条各号列記以外の部分及び第13条中「診療所」とあるのは「同条に規定する指定管理診療所」と、第12条第1号から第3号までの規定中「診療所」とあるのは「第15条に規定する指定管理診療所」と、第14条本文中「診療所」とあるのは「次条に規定する指定管理診療所」と、「市長」とあるのは「同条に規定する指定管理者」とする。

第9条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「制限する」を「制限し、又は中止させる」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入所の制限等)

第13条 市長は、診療所の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入所を拒み、又は退所させることができる。

第8条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」を「前3条の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料等の不還付)

第11条 既に納付された使用料等は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第7条中「診療を受けたとき、又は」を削り、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるとき」を「市長は、規則で定める場合」に改め、同条を第9条とする。

第6条第2号中「特別診断書」を「自動車損害賠償責任保険に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの」に改め、同条第5号ア中「5, 250円」を

「5, 500円」に改め、同号イ及びウ中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同号エ中「3, 150円」を「3, 300円」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 診察券(再交付の場合に限る。) 1枚につき150円

(8) 前各号に定めのない文書 実費を基準として市長が定める額

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「前条第1項に規定する」を「診療所(第15条に規定する指定管理診療所を除く。次項において同じ。))において第4条第1項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療を行ったときは、診療報酬の算定方法に基づき算定した額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額

第5条第1項第3号中「往診距離に応じて市長が定める額」を「次に掲げる往診距離の区分に応じて定める額(以下「往診料額」という。)に、往診料額に消費税法第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改め、同号に次のように加える。

ア 片道2キロメートル以下の場合 300円

イ 片道2キロメートルを超え、4キロメートル以下の場合 400円

ウ 片道4キロメートルを超える場合 イの額に2キロメートル(2キロメートル未満の端数があるときは、これを2キロメートルとする。)につき300円を加算した額

第5条第2項中「前条第2項に規定する」を「診療所の」に改め、「算定した額」の次に「(以下「居宅サービス費用基準算定額」という。)」を加え、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(休診日)

第5条 診療所の休診日は、次のとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる診療所について、それぞれ同表の右欄に掲げる日

診療所	休診日
-----	-----

相模原市国民健康保険青野原診療所	日曜日及び月曜日
相模原市国民健康保険青根診療所	日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日
相模原市国民健康保険内郷診療所	日曜日、水曜日及び土曜日
相模原市国民健康保険藤野診療所	日曜日及び月曜日
相模原市国民健康保険日連診療所	日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休診日を診療日とすることができる。

3 市長は、第1項第4号の規定により休診日を定め、又は前項の規定により休診日を診療日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(診療時間等)

第6条 診療所の診療の受付時間及び診療時間(以下「診療時間等」という。)は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

診療所	診療の受付時間	診療時間
相模原市国民健康保険青野原診療所	午前8時30分から午前11時30分まで及び午後3時から午後4時30分まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
相模原市国民健康保険青根診療所	午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
相模原市国民健康保険内郷診療所	午前8時30分から午前11時30分まで及び午後2時30分から午後5時30分まで	午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後6時まで
相模原市国民健康保険藤野診療所	午前8時30分から午前11時30分まで及	午前9時から正午まで及び午後1時から午後

	び午後 3 時から午後 4 時 3 0 分まで	5 時まで
相模原市国民健康保険 日連診療所	午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

2 市長は、前項ただし書の規定により診療時間等を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(相模原市立診療所条例の一部改正)

第 2 条 相模原市立診療所条例(平成 22 年相模原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表相模原市立青野原診療所の項及び相模原市立藤野診療所の項を削る。

(相模原市立診療所条例の廃止)

第 3 条 相模原市立診療所条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 3 条の規定及び附則第 5 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う準備行為)

2 第 1 条の規定による改正後の相模原市国民健康保険診療所条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(相模原市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前の相模原市国民健康保険青根診療所、相模原市国民健康保険内郷診療所及び相模原市国民健康保険日連診療所の利用に係る使用料及び手数料の取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。

(相模原市立診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前の相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。この場

合において、これらの診療所の利用に係る料金に関する事務は、市長が行うものとする。

(相模原市立診療所条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前の相模原市立千木良診療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。この場合において、当該診療所の利用に係る料金に関する事務は、市長が行うものとする。

#### 提案の理由

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針に基づく相模原市国民健康保険診療所及び相模原市立診療所の再編に伴う相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所の設置に係る規定、これらの診療所の管理を指定管理者に行わせるための規定並びに利用料金制の導入に係る規定の追加、相模原市国民健康保険診療所の管理及び運営に係る規定の改正、相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診療所の設置に係る規定の削除並びに相模原市立診療所条例の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険診療所条例及び相模原市立診療所条例の改正等の  
概要

1 改正等の内容

(1) 相模原市国民健康保険診療所条例(以下「国保診療所条例」という。)の一部  
改正(第 1 条関係)

ア 相模原市国民健康保険青野原診療所及び相模原市国民健康保険藤野診療所  
(以下「指定管理診療所」という。)の設置に係る規定の追加

名称	位置
相模原市国民健康保険青野原診療所	相模原市緑区青野原 2 0 1 5 番地 2
相模原市国民健康保険藤野診療所	相模原市緑区小淵 1 6 5 6 番地 1

イ 指定管理診療所の管理を指定管理者に行わせるための規定の追加

(ア) 国民健康保険診療所(以下「国保診療所」という。)の休診日等

指定管理者による管理の基準として、指定管理診療所の休診日等に係る  
規定を追加するとともに、現在、規則等に規定しているその他の国保診療  
所の休診日等と併せて、次のとおりとするもの

診療所	休診日	診療の受付時間	診療時間
相模原市 国民健康 保険青野 原診療所	日曜日及 び月曜日	午前 8 時 3 0 分から 午前 1 1 時 3 0 分ま で及び午後 3 時から 午後 4 時 3 0 分まで	午前 9 時から正午ま で及び午後 1 時から 午後 5 時まで
相模原市 国民健康 保険青根 診療所	日曜日、 火曜日、 木曜日及 び土曜日	午前 8 時 3 0 分から 午前 1 1 時 3 0 分ま で及び午後 1 時から 午後 4 時 3 0 分まで	
相模原市 国民健康 保険内郷 診療所	日曜日、 水曜日及 び土曜日	午前 8 時 3 0 分から 午前 1 1 時 3 0 分ま で及び午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 3 0	午前 9 時から正午ま で及び午後 1 時 3 0 分から午後 6 時まで

		分まで	
相模原市 国民健康 保険藤野 診療所	日曜日及 び月曜日	午前8時30分から 午前11時30分ま で及び午後3時から 午後4時30分まで	午前9時から正午ま で及び午後1時から 午後5時まで
相模原市 国民健康 保険日連 診療所	日曜日及 び土曜日	午前8時30分から 午前11時30分ま で及び午後1時から 午後4時30分まで	

備考 休診日は、この表に掲げるもののほか、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長又は指定管理者が定める日とする。

(イ) 指定管理者による管理

市長は、国保診療所の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により、指定管理診療所の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとするもの

(ウ) 指定管理者の指定の手続

市長は、(イ)の団体に対し、指定管理診療所の管理に関する計画書等の提出を求め、当該計画書の内容が業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること等を確認し、指定管理者として指定することとするもの

(エ) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、指定管理診療所において、診療及び居宅サービス(訪問看護及び居宅療養管理指導をいう。)に関する業務、利用及び入所の制限等に関する業務、施設等の維持管理に関する業務その他の業務を行うこととするもの

ウ 利用料金制の導入に係る規定の追加

(ア) 利用に係る料金の納付

指定管理診療所を利用した者は、その他の国保診療所において使用料としているものを、利用に係る料金として、指定管理者に納付しなければならないこととし、当該料金は、指定管理者の収入とするもの

(イ) 利用に係る料金の減免

指定管理者は、規則で定めるところにより、利用に係る料金を減額し、又は免除することができることとするもの

(ウ) 利用に係る料金の不還付

既に納付された利用に係る料金は、規則に定める場合を除き、還付しないこととするもの

エ 国保診療所の管理及び運営に係る規定の改正

相模原市立診療所の管理及び運営の方法を踏まえた見直しに伴い、使用料に係る規定、手数料に係る規定、利用の制限等に係る規定、入所の制限等に係る規定及び損害賠償に係る規定を改正するもの

(2) 相模原市立診療所条例の一部改正(第2条関係)

相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診療所の設置に係る規定を削除し、これらの診療所を廃止するもの

(3) 相模原市立診療所条例の廃止(第3条関係)

相模原市立診療所条例を廃止し、相模原市立千木良診療所を廃止するもの

## 2 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、次のア及びイに係る規定は、当該ア及びイに定める日

ア 2(2)に係る規定 公布の日

イ 1(3)及び2(5)に係る規定 令和9年4月1日

(2) 国保診療所条例の一部改正に伴う準備行為

改正後の国保診療所条例の規定による国保診療所の指定管理者の指定に関し必要な手続その他必要な準備行為は、令和8年4月1日前においても行うことができることとするもの

(3) 国保診療所条例の一部改正に伴う経過措置

令和8年4月1日前における相模原市国民健康保険青根診療所、相模原市国民健康保険内郷診療所及び相模原市国民健康保険日連診療所の利用に係る使用料及び手数料の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例によることとするもの

(4) 相模原市立診療所条例の一部改正に伴う経過措置

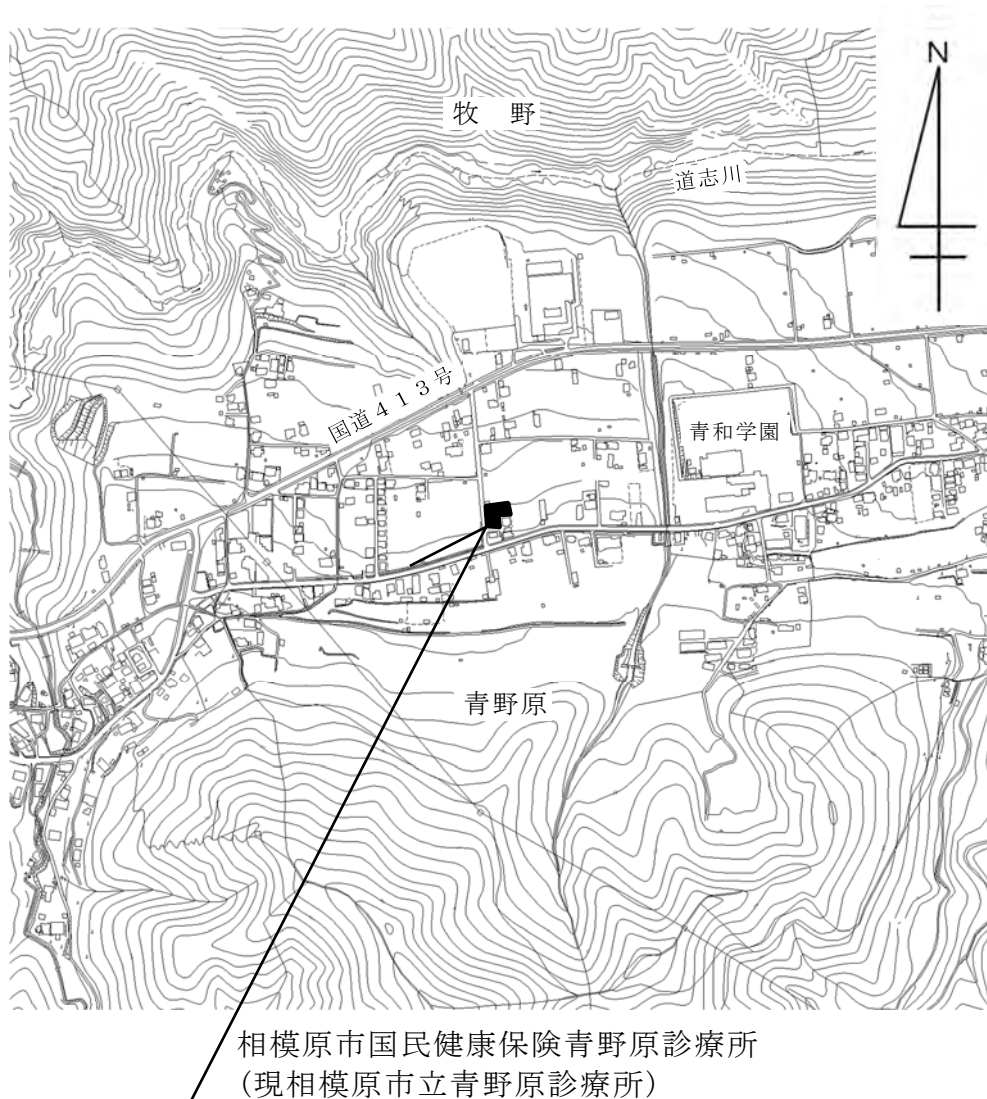
令和8年4月1日前における相模原市立青野原診療所及び相模原市立藤野診

療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例によることとし、当該利用に係る料金に関する事務は、市長が行うこととするもの

**(5) 相模原市立診療所条例の廃止に伴う経過措置**

令和9年4月1日前における相模原市立千木良診療所の利用に係る料金及び手数料の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例によることとし、当該利用に係る料金に関する事務は、市長が行うこととするもの

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区青野原2015番地2
設置年月日	昭和39年2月1日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(診療所は、1階部分)
延べ床面積	230.40㎡

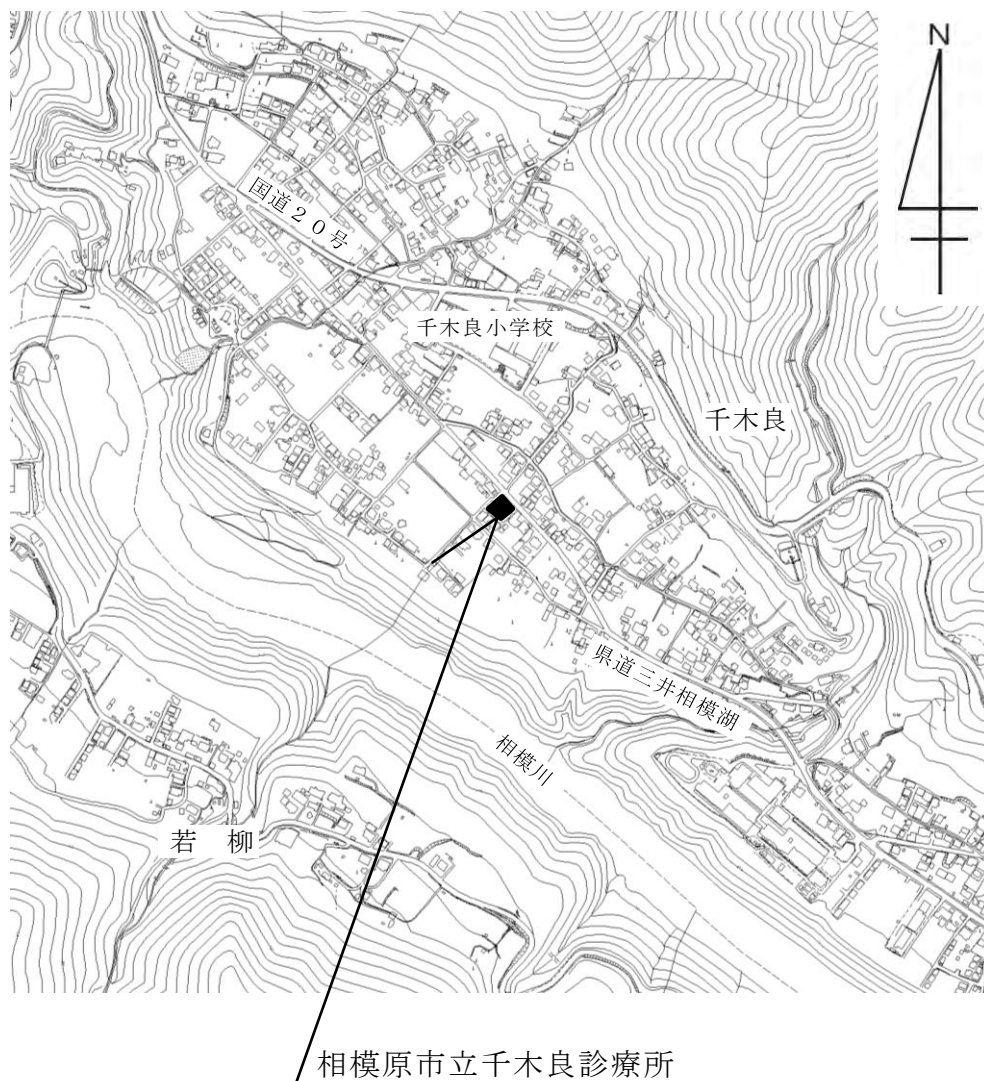
## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区小淵1656番地1
設置年月日	昭和36年7月1日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(診療所は、1階部分)
延べ床面積	200.02㎡

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区千木良852番地8
設置年月日	昭和42年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建(診療所は、1階部分)
延べ床面積	249.20㎡

相模原市子育て応援条例について  
相模原市子育て応援条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

### 相模原市子育て応援条例

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2) 子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(基本理念)

第3条 子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

2 子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

- (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。
- (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取組

むものとしします。

3 市は、基本理念及び第1項の施策に係る普及啓発を行うものとしします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとしします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとしします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとしします。

(学び・育ちの施設等関係者の役割)

第7条 学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとしします。

(施策)

第8条 市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとしします。

- (1) 子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策
- (2) 社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策
- (3) 結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

提案の理由

結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社

会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現するため、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に係る基本理念、市の責務、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について  
相模原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

相模原市子ども・子育て会議条例(平成 25 年相模原市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 3 項」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項」に改め、「同条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として設置する」を削り、「の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第 2 条第 2 号中「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画について、」を「次に掲げる計画に関する事項について」に改め、同号に次のように加える。

- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 11 条第 2 項第 3 号に規定する自立促進計画
- イ 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画
- ウ 子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画
- エ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)第 10 条第 2 項に規定する市町村計画
- オ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成 30 年法律第 104 号)第 11 条第 1 項に規定する成育医療等基本方針を踏まえて策

定する計画

カ こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画

第3条第1項中「15人」を「20人」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 医師

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の理由

相模原市子ども・子育て会議において調査審議等を行う計画を追加することに伴い、条例の趣旨に係る規定、同会議の所掌事務に係る規定及び組織に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市子ども・子育て会議条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 条例の趣旨に係る規定の改正(第1条関係)

相模原市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき置くこととするもの

#### (2) 所掌事務に係る規定の改正(第2条関係)

審議会において、新たにエ及びオの計画に関する事項について調査し、審議し、及び意見を建議すること(以下「調査審議等」という。)を所掌することに伴い、これらの計画の調査審議等に係る規定について、既に所掌している他の計画の調査審議等に係る規定と併せて追加するもの

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画

イ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に規定する子ども・若者育成支援についての計画

ウ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に規定するこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

エ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)の規定により国が定める成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえて策定する計画

オ こども基本法(令和4年法律第77号)に規定するこども施策についての計画

#### (3) 組織に係る規定の改正(第3条関係)

ア 委員の数を20人以内とするもの

イ 委員として医師を追加するもの

### 2 施行期日

令和7年4月1日

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例について  
相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市立児童クラブ条例(平成11年相模原市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表相模原市立鹿島台児童クラブの項中「相模原市南区鶴野森3丁目40番1号」を「相模原市南区上鶴間本町1丁目9番1号」に改める。

第2条 相模原市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表相模原市立鹿島台児童クラブの項中「相模原市南区上鶴間本町1丁目9番1号」を「相模原市南区鶴野森3丁目40番1号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年6月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案の理由

相模原市立鹿島台こどもセンターの中規模改修工事に伴い、同センター内に設置している相模原市立鹿島台児童クラブの位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するため、同クラブの位置に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

# 案内図



相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 指定通所支援の事業等(第 3 条—第 7 条)」を  
「第 2 章 一時保護施設(第 2 条の 2) に、「第 3 章」を「第 4 章」  
第 3 章 指定通所支援の事業等(第 3 条—第 7 条)」  
に、「第 4 章」を「第 5 章」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、  
「第 6 章 児童福祉施設(第 21 条—第 24 条)」を  
「第 7 章 乳児等通園支援事業(第 21 条・第 22 条) に改める。  
第 8 章 児童福祉施設(第 23 条—第 26 条) 」  
第 24 条を第 26 条とする。  
第 23 条中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、同条を第 25 条とし、第 22 条  
を第 24 条とする。

第 21 条中「第 24 条」を「第 26 条」に改め、同条を第 23 条とする。

第 6 章を第 8 章とし、同章の前に次の 1 章を加える。

#### 第 7 章 乳児等通園支援事業

(設備及び運営)

第 21 条 次条に定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき条例で定める乳児等通園支援事業に係る基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営

に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に定める基準の例による。

(準用)

第22条 第5条の規定は、乳児等通園支援事業について準用する。

第13条中「で定める」の次に「家庭的保育事業等に係る」を加える。

第5章を第6章とし、第2章から第4章までを1章ずつ繰り下げ、第1章の次に次の1章を加える。

## 第2章 一時保護施設

(設備及び運営)

第2条の2 法第12条の4第2項の規定に基づき条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)に定める基準の例による。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴う一時保護施設の設備及び運営に関する基準に係る規定の追加及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童福祉法の改正に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

## 議案第 3 1 号関係資料

### 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準に係る規定の追加(第 2 条の 2 関係)

児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)の規定に基づき条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和 6 年内閣府令第 2 7 号)に定める基準の例によることとするもの

##### (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に係る規定の追加(第 2 1 条及び第 2 2 条関係)

児童福祉法の規定に基づき条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)に定める基準の例によることとするもの

#### 2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立療育センター条例(昭和 5 0 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第 4 条第 1 号中「通所特定費用の」を「その額の」に、「1 食につき 6 5 0 円」  
を「食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料  
について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

児童発達支援センターにおける食事の提供に要する費用の見直しに伴い、同セ  
ンターの使用料に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市立療育センター条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 児童発達支援センターの使用料に係る規定の改正(第4条関係)

使用料のうち、食事の提供に要する費用に相当する額を、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額として規則で定める額とするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年10月1日

#### (2) 経過措置

1に係る規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例について  
相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例  
相模原市産業集積促進条例(平成 17 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のよう  
に改正する。

第 3 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 4 条第 1 項中「工業用地継承奨励金(以下「工業用地継承奨励金」という。)及  
び第 6 号の」を削り、「除く。」の次に「次条第 1 項及び」を加え、同条第 2 項第  
4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第  
4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 新設又は既存事業所活用に係る土地(取得をしたものに限る。)の面積が  
30,000 平方メートル以上であること。

第 4 条第 3 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、  
同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 新設又は既存事業所活用に係る土地(取得をしたものに限る。)の面積が  
30,000 平方メートル以上であること。

第 4 条第 5 項第 1 号中「第 110 条第 11 項」を「第 110 条第 9 項」に改め、  
同条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とする。

第 5 条第 1 項中「(工業保全地区奨励金の交付に係る奨励措置を除く。)」を削る。  
附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

「

次に掲げる額を合算した額 (1) 第 4 条第 2 項第 1 号に該当 する場合には、土地に
--

別表中

<p>係る投下資本額の100分の20以内の額</p> <p>(2) 第4条第2項第2号に該当する場合には、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額</p> <p>(3) 第4条第2項第3号に該当する場合には、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額</p>
<p>第4条第2項第4号に該当する場合(同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。)には、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額</p>
<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 第4条第3項第1号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の100分の20以内の額</p> <p>(2) 第4条第3項第2号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額</p> <p>(3) 第4条第3項第3号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額</p>
<p>第4条第3項第4号に該当する場合(同項第1号から第3号までの</p>

を

いずれかに該当する場合を除く。)にあっては、家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額

次に掲げる割合を合算して得た割合(100分の40を超える場合にあっては、100分の40)を、土地に係る投下資本額に乗じて得た額

- (1) 第4条第2項第1号に該当する場合にあっては、100分の20以内
- (2) 第4条第2項第2号に該当する場合にあっては、100分の20以内
- (3) 第4条第2項第3号に該当する場合にあっては、100分の10以内
- (4) 第4条第2項第4号に該当する場合にあっては、100分の10以内

第4条第2項第5号に該当する場合(同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額

次に掲げる割合を合算して得た割合(100分の40を超える場合

に、

にあつては、100分の40)を、家屋に係る投下資本額に乗じて得た額

(1) 第4条第3項第1号に該当する場合にあつては、100分の20以内

(2) 第4条第3項第2号に該当する場合にあつては、100分の20以内

(3) 第4条第3項第3号に該当する場合にあつては、100分の10以内

(4) 第4条第3項第4号に該当する場合にあつては、100分の10以内

第4条第3項第5号に該当する場合(同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあつては、家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額

」

「

雇用奨励金	助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限とし、1人につき600千円	18,000千円
	新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限とし、1	21,000千円

	人につき500千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1人につき700千円)	
工業用地継承 奨励金	土地を売却した日の属する年の前年の1月1日に課された土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の納付税額以内の額	

を

「

雇用奨励金	助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき規則で定める額	
	新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき規則で定める額	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第5条第1項に規定する立地計画を提出した者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

提案の理由

成長産業の更なる集積、大規模産業用地の積極的活用等による戦略的な企業誘致及び社会経済情勢の変化に対応するための奨励措置に係る規定、奨励措置を受

けるための要件に係る規定、失効に係る規定並びに奨励金の算定基準及び限度額に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市産業集積促進条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 奨励措置に係る規定の改正(第3条関係)

産業集積促進地域において1,000平方メートル以上の土地を売却する者を対象とする工業用地継承奨励金を廃止するもの

#### (2) 奨励措置を受けるための要件に係る規定の改正(第4条関係)

土地取得奨励金又は建物建設奨励金の交付を受ける場合の要件について、新設又は既存事業所活用に係る土地(取得をしたものに限る。)の面積が30,000平方メートル以上であることを追加するもの

#### (3) 失効に係る規定の改正(附則第2項関係)

従前の令和7年3月31日までの効力を令和9年3月31日まで2年間延長するもの

#### (4) 奨励金の算定基準及び限度額に係る規定の改正(別表関係)

ア 土地取得奨励金の算定基準(市長が告示する区域における新設又は既存事業所活用をする場合における算定基準を除く。)及び建物建設奨励金の算定基準(市内で30年以上操業している企業等による立地である場合における算定基準を除く。)について、各要件ごとに定める割合を合算して得た割合(100分の40を超える場合にあっては、100分の40)を、土地又は家屋に係る投下資本額に乗じて得た額とするもの

イ (2)に該当する場合における割合を100分の20以内とし、アの算定基準の要件として追加するもの

ウ 雇用奨励金の算定基準について、要件に該当する従業員30人を上限として1人につき規則で定める額とするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日

#### (2) 経過措置

令和7年4月1日前に立地計画を提出した者に対する奨励措置については、

なお従前の例によることとするもの

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例  
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正  
する。

別表第 1 号の表川坂団地の項を削り、別表第 2 号の表あじさい住宅東橋本の項を  
削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

川坂団地及びあじさい住宅東橋本を廃止いたしたく提案するものである。

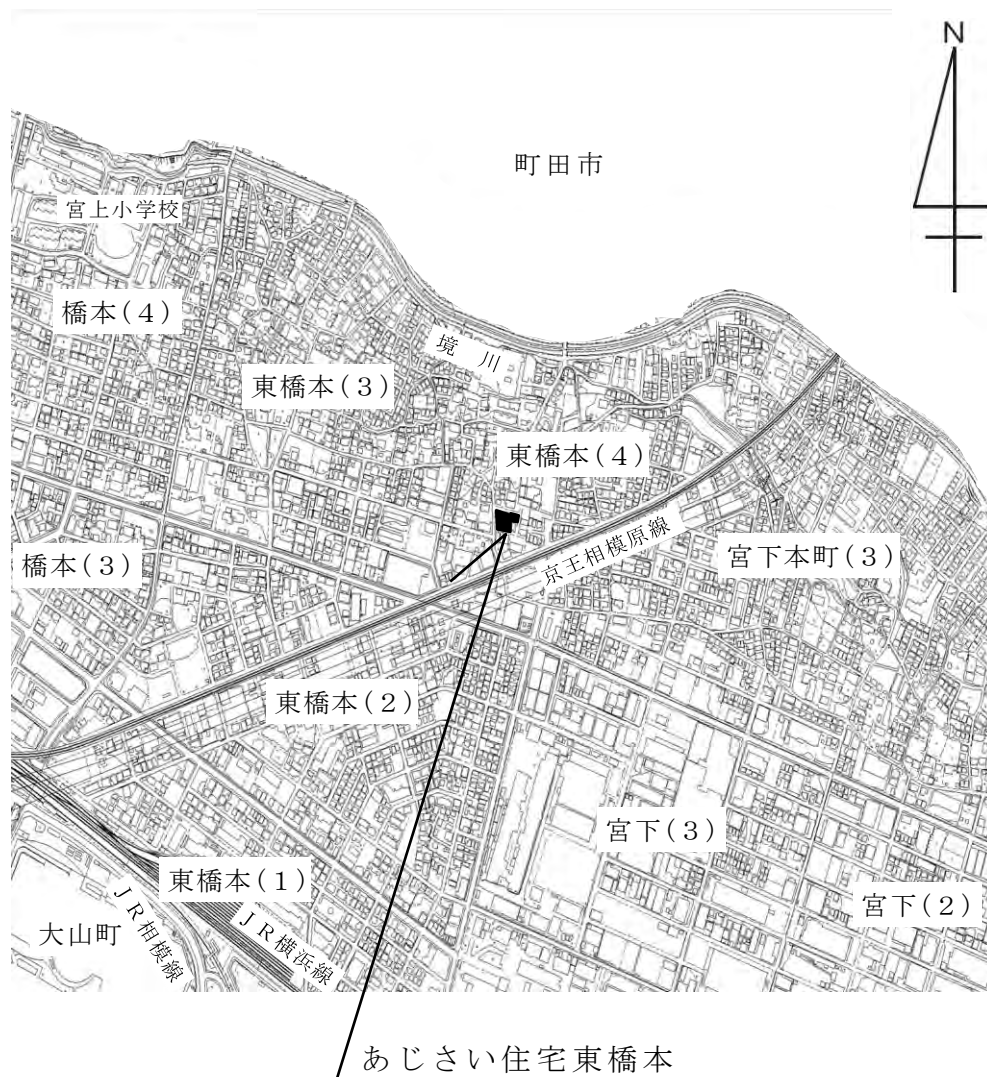
## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区中野1665番地
建設年度	昭和47年度
戸 数	10戸
敷地面積	865.12㎡

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区東橋本4丁目9番
建設年度	平成6年度
戸 数	18戸
敷地面積	811.99㎡

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について  
相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例  
相模原市営自動車駐車場条例(昭和 63 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「月額 25,000 円の範囲内で定期駐車券(以下「定期券」という。)を」を「次の各号に掲げる定期駐車券(以下「定期券」という。)を当該各号に定める額の範囲内の額をもつて」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般定期駐車券 月額 25,000 円
- (2) 位置指定定期駐車券(相模大野立体駐車場の利用に係るものに限る。以下同じ。) 月額 30,000 円

第 8 条第 1 項中「前条第 2 項の」を削り、同条第 2 項中「定期券」を「一般定期駐車券」に、「、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を」を「駐車場所を特定し、又は優先して入場し、若しくは駐車することができる旨を、位置指定定期駐車券の発行に当たっては優先して入場することができる旨を、それぞれ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 7 条第 2 項の規定により発行されている定期駐車券は、改正後の第 7 条第 2 項第 1 号の規定により発行された一般定期駐車券とみなす。

## 提案の理由

相模大野立体駐車場において位置指定定期駐車券を導入することに伴う回数券及び定期券の発行に係る規定及び定期券発行の制限に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市営自動車駐車場条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 回数券及び定期券の発行に係る規定の改正(第7条関係)

指定管理者は、市長の承認を得て、相模大野立体駐車場の利用について、月額30,000円の範囲内の額をもって駐車場所を特定した位置指定定期駐車券を発行することができることとするもの

#### (2) 定期券発行の制限に係る規定の改正(第8条関係)

指定管理者は、位置指定定期駐車券を発行するに当たり、優先して入場できる旨の特約をすることができないこととするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日

#### (2) 経過措置

改正前の条例の規定により発行されている定期駐車券は、改正後の条例の規定により発行された一般定期駐車券とみなすこととするもの

相模原市学校給食費調整基金条例について  
相模原市学校給食費調整基金条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市学校給食費調整基金条例

(設置)

第1条 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において市が実施する学校給食に係る学校給食用物資(以下「学校給食用物資」という。)の調達の財源とするため、相模原市学校給食費調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、学校給食用物資の調達に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において市が実施する学校給食に係る学校給食用物資の調達のため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

令和7年2月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和4年相模原市条例第12号)の一部  
を次のように改正する。

第3条第1項中「児童」の次に「(相模原市立小学校及び義務教育学校の第1学  
年の児童を除く。)」を加え、同条第2項第1号中「50,600円」を「63,800  
円」に改め、同項第2号中「58,300円」を「80,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規  
定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に実施される学校給  
食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に実施された学校給食に係る学  
校給食費の額については、なお従前の例による。

提案の理由

子育て世帯の経済的負担の軽減及び食料品価格等の物価高騰への対応を図るた  
め、学校給食費の徴収に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市学校給食費の管理に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 学校給食費の徴収に係る規定の改正(第3条関係)

- (1) 相模原市立小学校及び義務教育学校の第1学年の児童が受ける学校給食に係る学校給食費について、徴収しないこととするもの
- (2) 学校給食費の上限額について、次のとおり改定するもの

区分	現行(年額)	改定後(年額)
小学校及び義務教育学校 (前期課程に限る。)	50,600円	63,800円
中学校及び義務教育学校 (後期課程に限る。)	58,300円	80,300円

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年9月1日。ただし、1(1)に係る規定は、同年4月1日

#### (2) 経過措置

1(2)に係る規定は、令和7年9月1日以後に実施される学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に実施された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例によることとするもの